

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 8 7 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p><b>【改正趣旨】</b></p> <p>国において、「書面・押印・対面」に基づく行政手続きの抜本的な見直しが行われており、本市においても押印について、さらなる市民の利便性の向上と効率的な行政運営を図るため、各種申請書等への押印について見直しを行う。</p> <p>この見直しの取り組みとして、新たに職員になった者が、当該条例に基づき任命権者に提出している「宣誓書」について、署名押印を必要としているが、押印を不要とすることにより簡素化を図るため、当該条例の所要の整備を図る。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <p>地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 1 条</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>1 第 2 条第 1 項の改正</p> <p>（現行）：「新たに職員になった者は、別記様式による宣誓書に<u>署名押印</u>し、（略）」</p> <p>（改正案）：「新たに職員になった者は、別記様式による宣誓書に<u>署名</u>し、（略）」</p> <p>2 別記様式の改正</p> <p>別記様式中「印」を削除する。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>公布の日</p>